

●楽器会計の変更点について

20 期会計 加納

昨年の 11 月頃に変更した点についてまとめました。遅くなってすみません。

これまで楽器会計から支払われるお金で、団の楽器の修理代全額を賄っていましたが、個人持ちの楽器を使っている人との負担バランスを考え、以下のように変更しました。

- ・〈変更前〉団の楽器の修理代全額を負担する
 - 〈変更後〉団の管楽器の修理代の 7 割、打楽器の修理代の 8 割を負担する。
ただし、使用者の不注意などで必要になった修理代は負担しない。
新入団員が新たに使うことになった団の楽器で事前の調整が必要なものの調整代はこれまで通り全額楽器会計で負担する。
- ・〈変更前〉個人持ちの楽器の修理代は負担しない
 - 〈変更後〉やむを得ない事情（誰かに楽器を壊されたが相手が分からないなど）がある場合は、その事情を会計に伝え、会計から全体に個人の楽器の修理代にお金を使うことを伝えたくて 5 割まで楽器会計で負担する。

〈追加点〉

- ・団車やトラックでの運搬中に壊れたものは全額会計から負担する。徒歩や自転車による運搬中に壊れたものは負担しない。

〈変更なし〉

- ・ダブルリードのリード代は半額補助する
- ・なごすいのものになる楽器、打楽器小物、その他楽器関連の小物・付属品（ケース、ミュージートなど）を購入する際は全額楽器会計から支払う

以前に比べて複雑な仕組みに変更してしまったので、分かりにくいかと思いますが、基本的には「同じだけの団費を払ってもらっているのだから、一人ひとりが楽器にかけるお金はできるだけ同じにしたい」、「自分の使っている楽器は責任を持って使ってほしい」と考えた結果です。団の楽器を使っている人は負担が増えることになってしまいますが、ご理解ください。

楽器会計以外の会計制度については団内ページの

「資料」→「2011 年度の資料へ」→その他「会計について」

に 18 期の見波先輩が書いてくださったものがあります。そちらを参照してください。